

2021年5月31日

当協会での出勤者数の削減等への取り組みについて

当協会では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、引き続き、出勤者数の削減を実施しております。

この度、令和3年5月12日付「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の協力要請に基づき、下記のとおり取り組み状況を公表します。

記

1. 在宅勤務への取り組みについて

2021年4月26日から5月28日の在宅勤務率は約40%

2. 感染拡大防止に向けた取り組みについて

- ①就業規則を改正しテレワーク（在宅勤務等）を位置付けるとともに、役職員に各1台のモバイルパソコンを無償貸与し、情報セキュリティを確保したシステム環境を構築
- ②協会業務のオンライン化を推進し、講演会、セミナー、会議等をオンラインで開催し、リアル（対面）開催を原則禁止
- ③出勤時及び執務中の手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底、室内換気、室内設備等の消毒の徹底、執務スペースへのアクリル板の設置
- ④出張の原則禁止
- ⑤会食の禁止
- ⑥職員に体調変化や感染が疑われる症状があった場合の出勤見合わせ
- ⑦職員に感染者との濃厚接触者の疑いがある場合に、出勤見合わせの上、保健所の指示に従い対応
- ⑧新型コロナウイルスワクチン接種日及びその後必要に応じて休暇を設定

以上